

新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金に係る税制上の優遇措置について

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

令和2年6月30日財務省告示第159号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（令和2年6月19日財務省告示第152号）本文第2号に基づき、公益社団法人又は公益財団法人が自ら行う下記(1)から(6)までの活動（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援活動」といいます。）に特に必要となる費用に充てるため、その公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」といいます。）については、下表のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により日常生活に支障を生じていることその他これに類する事実がある者に対する支援を行う活動
- (2) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための対策を周知する活動
- (3) マスクその他の着用することによって新型コロナウイルスにばく露することを防止するための個人用の道具又は消毒液を配布する活動
- (4) 新型コロナウイルス感染症の患者が療養をするためのテントその他の仮設の施設を設置する活動
- (5) 新型コロナウイルス感染症の患者の診療に従事する医療従事者の通勤を支援する活動
- (6) 新型コロナウイルス感染症の患者の移送を支援する活動

個人が寄附した場合	次のいずれかを選択 ① 所得控除：寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円 ② 税額控除：（寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円）×40% （※） ※1 所得税額の25%を限度 ※2 租税特別措置法第41条の18の3の規定により、PSTと同様の要件等を満たす公益社団法人又は公益財団法人への寄附金については、所得控除に代えて税額控除を選択することができる
法人が寄附した場合	全額損金算入

注：法人に係る寄附金を募集するに当たっては、事前に行政庁による確認を受ける必要があります。申請に当たっては公益法人 information に掲載の「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金の取扱いについて」を御確認ください。申請は、「公益法人 information」の「電子申請窓口」より、電子申請を行うことが可能です。